

導入促進基本計画

喜多方市

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、福島県の北西部に位置し平成 18 年 1 月 4 日に 5 市町村が合併し新たな喜多方市となり 19 年が経過したが、本市を取り巻く社会経済環境の変化は著しく、特に人口減少、少子高齢化の急速な進行への対策が急務となっている。

本市の産業は、昭和 40 年頃までは、稲作をはじめとする農業が就業人口の半数以上を占めていたが、農産物価格の低迷や農業者の担い手の減少が進み、非鉄金属、精密機械部品などの製造業の就業人口が増加してきたところである。特に、アルミニウム製品関連の製造業は、昭和初期から現在に至るまで本市の産業を支える大きな柱となっている。

本市における中小企業者の実態は、これら非鉄金属、精密機械部品などの製造業をはじめ、伝統的な地場産業である酒、味噌、しょう油などの醸造業や、漆器・桐材加工、喜多方ラーメン等の製麺業など、地域資源と関りの深い製造業が多く、他にも多様な業種が立地している。

バブル経済の崩壊、リーマン・ショックを契機とする世界同時不況、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けながらも、工業統計調査の製造品出荷額等をみると、一時的な落ち込みは見られたもののほぼ順調に推移してきたが、長期化する原油高や原材料・電気代・輸送費の高騰などの影響は、中小企業等の経営にとっては人材の確保や賃上げの原資の確保等とあわせて深刻なものとなっている。

そのため、先端設備等の導入による労働生産性の向上は、安定した収益性の確保等により企業の経営力と競争力の強化が図られ、市民の所得向上につながるものであることから、先端設備等の導入の促進を図るものである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業の先端設備等の導入を促すことで、喜多方市総合計画（2017～2026）「きたかた活力推進プラン」における工業の振興が図られ、中小企業の経営基盤の強化につながるとともに、総合計画の着実な遂行により、市内経済の発展と将来の人口減少緩和が期待されるものである。

このため、導入促進基本計画の計画期間中における目標を、市総合計画における目標を勘案し、次のとおりとする。

目標（指標名）	期間	目標値
工場等新設・増設件数 （工場立地法、福島県工業開発条例に基づく工場等新設・増設届出件数）	本基本計画の同意から 2 年間	4 件
先端設備等導入計画の認定件数	同上	4 件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、非鉄金属、繊維、電子部品などの製造業、地場産業である酒・味噌・しょう油などの醸造業、漆器や桐材加工など伝統産業、喜多方ラーメンなどの製麺業のほか、これら製品の地場消費やお土産用販売に供する小売業など、多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は5市町村が合併したことから、市内各地域に多様な産業が根付いている。市では各地域において均衡ある発展を目指しており、全地域において生産性向上を実現し、市内経済循環の推進を図るため、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市には、旧各市町村において金属製品製造業、食品飲料関連産業、繊維関連産業、商業、サービス業等様々な産業が立地しており、市では各地域の均衡ある発展を目指していることから、本計画における対象業種は全ての業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進、海外製品との競争や海外市場を見据えた事業展開など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本市での雇用の創出に繋がらないため、特定の業種・設備を問わず、市内に事業所等が存在しない場合は対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮することとする。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。
- ③ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。